土監発第１５号
令和５年３月２９日

㊞

土浦市長　安藤真理子　殿
土浦市議会議長　小坂博　殿
土浦市教育委員会教育長　入野浩美　殿
土浦市選挙管理委員会委員長　小泉光正　殿
土浦市農業委員会会長　髙橋弘一　殿

土浦市監査委員　藤田雪絵
同　内田卓男

令和４年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第１９９条第４項の規定による令和４年度定期監査を実施し、同条第９項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令 和 4 年 度

土浦市定期監査結果報告書

土 浦 市 監 査 委 員

目　　　　　次

〔ページ〕

第１　監査の種類　…………………………………………………………　1

第２　監査の対象　…………………………………………………………　1

第３　監査の実施場所及び日程　……………………………………………　2

第４　監査の範囲　…………………………………………………………　2

第５　監査の着眼点　………………………………………………………　2

第６　監査の方法　…………………………………………………………　5

第７　監査の結果　…………………………………………………………　5
　　指摘事項　………………………………………………………………　5

第８　監査委員の意見　……………………………………………………　8
　１　意見（保育所、児童館、小学校、中学校及び義務教育学校以外の部課等
　　　　に対するもの）　……………………………………………………　9
　２　意見（小学校、中学校及び義務教育学校における管理事務）　………２８
　３　意見（保育所及び児童館における管理事務）　…………………………２９
　４　補足　……………………………………………………………………３０

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査

第２　監査の対象

前　　期	後　　期
１　教育委員会事務局 　教育総務課、学務課・学校給食センター、生涯学習課・図書館、文化振興課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課、指導課、土浦小学校、大岩田小学校、荒川沖小学校、土浦第三中学校、新治学園義務教育学校 ２　市民生活部 　市民活動課・一中地区コミュニティセンター・一中地区公民館・二中地区コミュニティセンター・二中地区公民館・三中地区コミュニティセンター・三中地区公民館・四中地区コミュニティセンター・四中地区公民館・上大津地区コミュニティセンター・上大津公民館・六中地区コミュニティセンター・六中地区公民館・都和地区コミュニティセンター・都和公民館・新治地区コミュニティセンター・新治地区公民館、生活安全課・消費生活センター、市民課、環境保全課、環境衛生課・汚泥再生処理センター・清掃センター ３　市長公室 　秘書課、政策企画課、行革デジタル推進課、財政課、広報広聴課 ４　保健福祉部 　社会福祉課、障害福祉課・つくしの家、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課 ５　こども未来部 　こども政策課、こども包括支援課・療育支援センター、保育課・東崎保育所・神立保育所・都和児童館	１　総務部 　総務課、防災危機管理課、人事課、管財課、課税課、納税課 ２　産業経済部 　商工観光課・勤労青少年ホーム、農林水産課 ３　都市政策部 　都市計画課、都市整備課、建築指導課 ４　建設部 　道路管理課、道路建設課、住宅営繕課、下水道課、水道課 ５　消防本部 ６　会計課 ７　農業委員会事務局 ８　選挙管理委員会事務局 ９　議会事務局 １０　監査事務局

第３　監査の実施場所及び日程

	実施場所	日　　程
前　期	男女共同参画室研修室、３０１・３０２会議室及び第４委員会室	令和４年９月１３日(火)から同年１１月２４日(木)まで
後　期	男女共同参画室研修室、３０１・３０２会議室及び第４委員会室	令和５年１月４日(水)から同年２月２７日(月)まで

第４　監査の範囲

次の表のとおり監査の対象ごとに定めた期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

	監査の対象	監査の対象となる期間
前期	市民生活部、教育委員会事務局、小学校、中学校及び義務教育学校	令和４年４月１日から同年８月３１日まで
	市長公室、保健福祉部及びこども未来部	令和４年４月１日から同年９月３０日まで
後期	総務部、都市政策部、議会事務局及び選挙管理委員会事務局	令和４年４月１日から同年１１月３０日まで
	産業経済部、建設部、会計課、監査事務局、農業委員会事務局及び消防本部	令和４年４月１日から同年１２月３１日まで

第５　監査の着眼点

１　歳入

(１)調定額の算定は適正か。

(２)調定の時期及び手続は適正か(調定漏れ、遅れなど)。

(３)調定の繰越(前年度収入未済額の繰越)はなされているか。

(４)収納の事務処理は適切か(納入通知書の発行等)。

(５)収入未済額の有無

(６)収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(７)過誤納金の還付手続は適正か。

(８)財産の目的外使用は適正か。

(９)貸付(使用)料は適正か。

２　歳出
（１）違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
（２）流用・充用の事務処理は適正か。
（３）前渡資金及び概算払金の保管及び精算は適正か。
（４）委託料、工事請負費等について、契約書等関係書類は整備され、内容は適正か。
（５）委託料、工事請負費等について、算定根拠は合理的な基準に基づいているか。
（６）委託料、工事請負費等について、支出は適正な時期に行われているか。
（７）委託料、工事請負費等について、履行確認は適正に行われているか。
（８）委託料、工事請負費等について、随意契約理由、業者選定、発注方法は適正か。
（９）委託料、工事請負費等について、前払金、部分払金の支払は適正か。
（１０）委託料、工事請負費等について、完了(完成)等の検査は確実に行われているか。
（１１）補助金について、交付要項、申請書、起案書等は整備されているか。
（１２）補助金について、算出は合理的な基準に基づいているか。
（１３）補助金について、交付決定は適正か。
（１４）補助金について、実績報告及び交付確定は適正か。

３　財産
（１）収納金、釣銭等の現金及び通帳等の保管は適正か。
（２）金券等の保管及び取扱いは適正か。
（３）公用車の管理は適正か。

４　行政一般
（１）時間外勤務の実施状況は適切か。
（２）公印使用簿、文書発送簿・収受簿、旅行命令簿の処理は適切か。
（３）事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行っているか。
（４）公金外現金の取扱いは適正か。

５　保育所及び児童館における管理事務
（１）違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
（２）支払等で遅延しているものはないか。
（３）(廃棄する備品がある場合)廃棄処理方法は適切か。
（４）日本スポーツ振興センター保険に係る事務手続は適切に処理されているか。(保育所に限る。)
（５）日本スポーツ振興センター保険の保険の給付は適切に処理されているか。(保育所に限る。)
（６）給食配膳室は適切に管理され、衛生が保持されているか。(保育所に限る。)
（７）給食の保存状況及び保存期間は適切か。(保育所に限る。)
（８）食物アレルギー疾患をもつ者への対応の体制は適切か。(保育所に限る。)
（９）プール及びプール薬品は適切に管理されているか。 (保育所に限る。)
（１０）砂場は適切に管理されているか。

（１１）遊具は適切に管理されているか。
（１２）保育所（児童館）内に危険な場所又は物はないか。
（１３）保育所（児童館）概要の記載内容は適切か。
（１４）消防計画は適正に作成及び変更されているか。
（１５）現金の収受、保管及び銀行等への納入手続は適切か。
（１６）公印の管理、公印使用簿及び旅行命令簿の処理は適切か。
（１７）水道、電気等、光熱費の使用量は適切か。
（１８）預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。（施錠等）
（１９）公金外現金の取扱いは適正か。
（２０）児童安全共済制度（保険）に係る事務手続は適切に処理されているか。（児童館に限る。）
（２１）児童安全共済制度（保険）の保険の給付は適切に処理されているか。（児童館に限る。）
（２２）委託料について、契約書等関係書類は整備され、内容は適正か。（児童館に限る。）
（２３）委託料について、算定根拠は合理的な基準に基づいているか。（児童館に限る。）
（２４）委託料について、支出は適正な時期に行われているか。（児童館に限る。）
（２５）委託料について、履行確認は適正に行われているか。（児童館に限る。）
（２６）委託料について、随意契約理由、業者選定、発注方法は適正か。（児童館に限る。）
（２７）委託料について、前払金、部分払金の支払は適正か。（児童館に限る。）
（２８）委託料について、完了（完成）等の検査は確実に行われているか。（児童館に限る。）

６　小学校、中学校及び義務教育学校における管理事務
（１）違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
（２）支払が遅延しているものはないか。
（３）正当債権者に支出されているか。
（４）予算目的に反する支出はないか。
（５）（廃棄する備品がある場合）廃棄処理方法は適切か。
（６）切手・はがきは適切に管理されているか。
（７）実残枚数と受払簿の残は一致しているか。
（８）給食配膳室（給食室）は適切に管理され、衛生が保持されているか。
（９）食物アレルギー疾患をもつ児童（園児）への対応の体制は適切か。
（１０）日本スポーツ振興センター保険料は適切に処理されているか。
（１１）公衆電話（及び私用電話）料金は適切に処理されているか。
（１２）旅行命令は適切に処理されているか。
（１３）運転日誌は適切に処理されているか。
（１４）貸与品台帳は適切に処理されているか。
（１５）理科室、準備室、保管庫は適切に管理されているか。（施錠等）
（１６）理科薬品の管理、廃棄、受払簿は適切に処理されているか。
（１７）プール及びプール薬品は適切に管理されているか。
（１８）ネットフェンス、樹木等は適切に管理されているか。
（１９）屋外体育備品、遊具等は適切に管理されているか。

（２０）学校内に危険な場所又は物はないか。
（２１）学校要覧の記載内容は適切か。
（２２）消防計画は適正に作成及び変更されているか。
（２３）水道、電気等、光熱水の使用は適切か。
（２４）預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。（施錠等）
（２５）公金外現金の取扱いは適正か。

第６　監査の方法

土浦市監査基準に準拠し、令和４年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、事前に関係帳簿、証書類等を検査し、当日関係職員から説明を受け監査を実施した。

保育所、児童館、小学校、中学校及び義務教育学校の事前監査においては、各対象施設に赴き、監査の着眼点に基づき施設、遊具、薬品等の管理状況を検分するとともに、関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該施設職員へのヒアリングを実施した。

第７　監査の結果

各部課等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の事項を除き適正であると認められた。

なお、指摘事項(監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。)については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第１９９条第１４項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

該当部課等	確認した事実	措置すべき内容
環境衛生課 スポーツ振興課	自動販売機に係る財産貸付けの賃借料の納入が遅れたにもかかわらず、遅延損害金を徴していなかった。	行政財産の有効活用を図るため行政財産の貸付けによって設置を認めている自動販売機について、契約書に遅延損害金に関する規定があるにもかかわらず、その徴収を行っていないものがあった。 私債権に発生する遅延損害金は、元本たる金銭債権に履行遅滞が生じれば民法第４１５条第１項、第４１９条１項に基づき請求できるもので、債務者が遅滞に陥った時点で客観的に発生する債権であり、地方公共団体の長は、客観的に存在する債権を理由もなく放置し、免除することは許されず、権利の行使又は不行使について裁量はなく、客観的に発生している遅延損害金を調定し、又は請求しないことは、債権放棄を議会の承認なく行っているのと実質的に同じであり、地方

		自治法第９６条第１項第１０号の趣旨に反することから、遅延損害金を徴収されたい。
国保年金課	高額療養費貸付基金に係る未収金の管理に係る記録等について、確認できないものがあった。	令和２年度の指摘事項とした高額療養費貸付基金に係る未収金の管理に係る記録等について、改めて所管課に確認したところ、一部は債務者が不明であり、徴収が不能となっていることが分かった。 回収の見込みのない債権の管理を継続する必要はないことから、債権の放棄の議決を受けるべきである。
総務課	行政財産の目的外使用許可を行っている更生保護サポートセンターの業務に従事している者等に係る駐車場の使用許可を行っていない。	行政財産である亀城プラザに行政財産の目的外使用許可を受けて保護司会が設置している更生保護サポートセンターについては、平日は毎日開所しており、その業務に従事する者や同センターの利用者の利用がある。 亀城プラザには、駐車場が併設されているが亀城プラザの利用者のための施設であり、同センターの利用は、行政財産の設置目的とは異なる。 地方自治法第２３８条の４第７項には「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されていることから、同項の規定に反しない範囲で同センターに従事する者及び利用者に係る駐車場の使用の許可を行う必要があるため、適正な処理をされたい。
管財課	行政財産の目的外使用許可に係る使用料で算定の誤りがある。	行政財産として管理する旧高津庁舎の一部を日本年金機構に駐車場として目的外使用を認めた件について、使用料の算定において、行政財産使用許可事務処理基準に定める端数処理と違う端数処理を行ったために本来もらうべき額より１３円安くなっていたため、適正に処理されたい。
	普通財産の貸付料で算定の誤りがある。	普通財産として管理する卸町地内の土地にガス管を設置するため貸付けを認めた件について、貸付料の算定において、ガス管は地中にあり埋設管料金で算定すべきところ、地上敷設物として算定したため、本来もらうべき額より４０７円安くなっていたため、適正に処理されたい。
指導課	マイカー通勤職員施設内駐車場使用許可を受けずに使	管財課が所管する施設に駐車している会計年度任用職員について、マイカー通勤職員市施設内駐車場使用

	用していた。	許可を受けていない者がいた。 　土浦市職員等の行政財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱によれば、週の勤務日数が３日未満の職員等については、同要綱第６条の規定により使用料を免除することができるとされ、該当者はその条件を満たすものであるが、結果として使用料が免除されるから許可を受けなくてよいというものではないため、適正に処理されたい。
都市整備課	行政財産の目的外使用許可に係る使用料で算定の誤りがある。	行政財産として管理する中央一丁目再開発事業用地を隣接地の工事に伴い目的外使用許可を認めた件について、使用料の算定において、行政財産使用許可事務処理基準に定める端数処理と違う端数処理を行ったために本来もらうべき額より３０円安くなっていたため、適正に処理されたい。
	都市公園法に基づく許可等に誤りがあった。	霞ケ浦総合公園は、都市公園であるため都市公園法に基づき占用等の許可を行うが、同公園には市が設置した部分と県が設置し、市が管理の許可を受けている部分があり、県が設置した部分については、市では、都市公園法に基づく許可が行えず、霞ケ浦文化体育施設条例のように条例を定めているものに限って許可が行えるものであるところ、埋設管の設置に係る都市公園法の許可を行った件については、県が設置した部分にまたがっているにもかかわらず、市がその全て区間の許可を行っていたため、適正に処理されたい。
	都市公園法に基づく許可を行うべきものを行政財産の目的外使用として許可している。	ネイチャーセンターは、霞ケ浦総合公園内にあり、当該施設に自動販売機を設置する場合は、都市公園法に基づき都市公園の占用又は公募対象公園施設の設置の許可を行うべきものである。 　しかし、同施設の管理業務を委託している産業文化事業団に行政財産の目的外使用許可を行い、同事業団が自動販売機を業者選考の上設置しているが、指定管理者が自主事業として自動販売機を設置するなら理解できるものの、当該施設は業務委託をしているのみで、その受託者が自動販売機を設置し、その収入を得ることは適切とは言えず、当該施設は、行政財産ではあるものの都市公園法の適用を受ける施設であり、地方自治法に基づく許可を行うことも適切でないため、適正に処理されたい。

	条例に定めのない許可を行政財産の目的外使用許可として行っている。	霞ケ浦文化体育館は、県が設置した施設であり、都市公園施設の管理の許可を市が受けて管理している施設で、当該施設に関しては、都市公園法による許可ができないことから、霞ケ浦文化体育施設条例で当該施設の管理に必要な事項を定めている。 当該施設は、県が所有しており、市の行政財産ではないことから、自動販売機の設置について、市が地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可を行うことはできず、当該条例に自動販売機の設置に関する定めもないことから当該条例により許可することもできないため、適正な処理をされたい。
	都市公園条例に定めのない端数処理等により使用料を算定している。	都市公園条例に基づく占用許可を行う際は、都市公園条例により使用料を算定することになるが、当該条例に定めのない端数処理や使用料が年額で定められたものの月割りを行うことにより、本来もらうべき使用料よりも少なく徴しているものがあるため、適正に処理されたい。 当該条例には端数処理等に関する定めがないことから、必要に応じ、条例を改正することも検討されたい。
	道路占用許可の対象でない数日間の撮影行為を当該許可により行っている。	道路法第３２条第１項によれば、道路に同項各号に掲げる工作物等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、認定市道であるモール５０５で行う数日間の撮影行為については、その対象とならないにもかかわらず､同法に基づく道路の占用の許可を行っていた。 さらに、同法に基づく占用料が算定できないため、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可の算定方法により道路占用料を算定し、徴収することも不適切であるため、適正な処理をされたい。
保育課	保育所の令達予算で購入した消耗品で支払時期が遅れたものがあった。	地方自治体の契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第６条第１項によれば、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から３０日以内に支払いをしなければならないところ、５０日後に支払っていたものがあった。 同法第８条第１項の規定により遅延利息を計算すると、１００円未満であり、同条第２項の規定によれば、その支払いをする必要はなかったものの、当該支払い

		に係る決裁には、遅延利息について検討した記録もなかったことから、事務の内容をよく確認し、適正に処理されたい。
大岩田小学校	日本スポーツ振興センター保険に係る通帳に不明金があった。	日本スポーツ振興センター保険に係る通帳に８，２１６円の不明金があったことから､その経緯を確認し、適正に処理されたい。

第８　監査委員の意見

上記の監査の結果のほか、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断したものは、次のとおりである。

なお、軽微な事項については、事前及び本監査の際に口頭で伝えているため、記載は省略する。

１　意見（保育所、児童館、小学校、中学校及び義務教育学校以外の部課等に対するもの）

①　歳入

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
（１）未収金の年度繰越の調定の時期を誤っていた。	一般被保険者返納金の過年度未収分については、出納整理期間がないため、４月１日をもって翌年度の収入として調定すべきものを出納整理期間終了後に調定していたため、適正に処理されたい。	国保年金課
（２）令和３年度分の未収金を調定する時期を誤っていた。	現年度に発生した債権については、出納整理期間があるため、その終了後の６月１日に翌年度の収入として調定すべきところ、６月６日をもって調定をしているものがあったため、適正に処理されたい。	教育総務課
（３）歳入の調定の更生を行っていなかった。	教育総務課で調定した歳入が学務課の歳入とすべきものであったのに、その更生の手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。	学務課
（４）調定額の誤りを訂正していなかった。	ごみ処理手数料を清掃センターから連絡のあった予定額で調定していたところ、実際の入金額が予定額を超えていたのに、追加で	環境衛生課

	調定を行っていなかったため、適正に処理されたい。	
（５）道路占用料の調定が遅れていた。	道路占用料は、会計規則第８条第１項第３号によれば、随時の収入で納入の通知を発するものであり、原因が発生したときに調定することとされているが、担当課に確認したところ、入金を確認してから調定を行っているとのことであり、結果として２件が未調定となっていたことから、規則に沿った事務処理を行うようにされたい。	道路管理課
（６）行政財産等の使用料の納期限の記載漏れ等があった。	男女共同参画センターの使用料や行政財産の目的外使用許可に係る使用料の納付書で納期限を記載していないものや使用開始後の期日としているものがあったため、適正に処理されたい。	市民活動課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料の納付書で納期限を記載していないものがあったので、適正に処理されたい。	高齢福祉課
	行政財産の貸付け（自動販売機の設置）に係る契約で契約書に記載された期日と違う日を納期限とする納付書により納付させていたものがあったことから、契約書を確認の上適正に処理されたい。	管財課、高齢福祉課、文化振興課
	行政財産使用許可事務処理基準によれば、行政財産の目的外使用許可の更新を年度単位で更新する際は、年度初めに納付させることができるとされているが、納付期限が使用開始から半年後となっているものがあったため、適正に処理されたい。	住宅営繕課
（７）公共物管理条例に基づく使用料の納入期限が遅く設定されて	土浦市公共物管理条例第５条第２項によれば、公共物（道路、水路等）の使用等に係る使用料は、使用等の許可の際に徴収すると	農林水産課、道路管理課、道路建設課、下水道課

いるものがあった。	されているが、担当課が設定した納期限は、当該許可を行った期日よりも遅くなっているものがあったため、適正に処理されたい。	
（８）都市公園条例に基づく使用料の納入期限が遅く設定されているものがあった。	土浦市都市公園条例第１０条第１項本文によれば、都市公園の利用等に係る使用料は、都市公園の利用等の許可の際に徴収するとされているが、担当課が設定した納期限は、当該許可を行った期日よりも遅くなっているものがあったため、適正に処理されたい。	都市整備課
（９）電気料金等の納付書の発送が遅れたものがあった。	旧中央出張所の２階を行政財産の目的外使用許可により使用させていた団体が負担すべき電気料等について、当該施設の使用が終了した日から半年後に納付書を発送していたものがあったため、適正に処理されたい。	総務課
(10) 窓口で預かった現金の払い込みが遅れたものがあった。	窓口で預かった現金は、土浦市会計規則第１８条第２項の規定によれば、当日又は翌日に払込書に現金を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされているが、同項に定める期日を超えて払い込んでいるものがあったことから、適正に処理されたい。	一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、清掃センター、つくしの家、健康増進課、療育支援センター、生涯学習課、文化振興課、博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課
(11) マイカー通勤職員施設内駐車場使用許可をしないまま、使用料を徴収していた。	各学校の会計年度任用職員のマイカー通勤職員施設内駐車場使用許可の申請を受けたにもかかわらず、その許可を行わないまま、使用料を徴収しているものがあったため、適正に処理されたい。	指導課
(12) 返還金の調定を行っていないものがあっ	平成２７年度に発生した介護報酬の不正請求等に係る返還金については、市が返還請	高齢福祉課

た。	求をした後に債務者からの求めにより当該年度に返還できる額を定め、当該額を調定するという扱いをしていた。 しかし、会計規則第８条第１項第３号によれば、随時の収入で納入の通知を発するものについては、原因が発生したときに調定を行うべきであり、平成２７年に返還金が発生した時点で全額を調定すべきであるため、適正に処理されたい。	

② 歳出

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
（1）千円未満の端数を含む流用を行っていた。	財政課の予算流用マニュアルによれば、予算流用の際の流用額は、原則として千円単位に切り上げた額とすべきところ、千円未満の端数のまま流用を行っていたものがあったため、適正に処理されたい。	環境保全課
（2）予算流用票の決裁を受けないで予算を流用したものがあった。	課長に専決権がある予算の流用について、予算流用票の決裁を受けないまま、予算を流用していたものがあったため、適正に処理されたい。	こども政策課
（3）前渡資金の精算を規則で定める期日を超えて行っていた。	土浦市会計規則第６５条第１項の規定によれば、前渡資金は、同項各号に定める期日までに精算しなければならないがそれを怠っているものがあったため、適正に処理されたい。	社会福祉課、高齢福祉課、商工観光課
（4）精算書に資金前渡職員の押印が漏れているものがあった。	精算書に資金前渡職員の押印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	都和公民館、清掃センター、つくしの家
（5）契約保証金を徴していないものがあった。	土浦市契約規則第３３条第１項によれば、市と契約しようとする者に契約金額の１００分の１０に相当する額以上の額の契約保証金を納めさせるとされ、同規則第３４条第１項各号のいずれかに該当するときは、その	環境衛生課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、保育課

	全部又は一部を免除できることになっているが、契約保証金を免除する理由及び免除する旨の意思決定がなく、契約保証金を徴していないものがあったため、適正に処理されたい。	
（６）１０万円以上の随意契約で、２人以上の見積りが必要なのに１人しか見積を徴していなかった。	土浦市契約規則第２７条の規定によれば、１０万円以上の随意契約をするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならないため、適正な処理をされたい。	管財課、給食センター
（７）委託契約で監督職員が選任されていないものがあった。	地方自治法第２３４条の２第１項によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をしたときは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のために監督及び検査が必要であり、監督職員を選任し、土浦市請負工事及び委託業務監督要綱の規定により、監督を適正に執行されたい。	政策企画課、行革デジタル推進課、財政課、広報広聴課、総務課、防災危機管理課、人事課、管財課、課税課、納税課、市民活動課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、生活安全課、消費生活センター、市民課、環境保全課、環境衛生課、清掃センター、社会福祉課、障害福祉課、つくしの家、健康増進課、高齢福祉課、国保年金課、こども包括支援課、療育支援センター、こども政策課、保育課、商工観光課、勤労青少年ホーム、都市計画課、都市整備課、建築指導課、道路管理課、住宅営繕課、下水道課、水道課、教育総務課、学務課、給食センター、生涯学習課、図書館、博物館、文化振興

		課、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課、指導課、消防本部、議会事務局
（８）委託契約で再委託(変更)承認申請書が提出されていないものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則第２７条の規定によれば、受託者が別の業者に委託業務の一部を委託するときは、市長の承認が必要であるため、同条の規定により適正に処理されたい。	社会福祉課
（９）委託契約で再委託の承認申請があったにもかかわらず、承認の手続きを行っていないものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則第２７条第１項の規定によれば、受託者が別の業者に委託業務の一部を委託するときは、市長の承認が必要とされ、受託者が再委託承認申請書を提出していたにもかかわらず、同条第２項に定める承認の手続きを行っていないものがあったため、適正に処理されたい。	建築指導課
(10) 委託契約で工程表、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書又は着手届のいずれか又は全ての提出がないものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則によれば、委託契約には、工程表、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書及び着手届の提出が必要であるがその一部又は全部の提出がないものがあった。 当該規則に定めがあるということは、これらの書類が委託業務の管理に必要なものであるということなので、委託業務を適切に管理するためにも必要な書類を提出させることとされたい。	政策企画課、行革デジタル推進課、財政課、広報広聴課、防災危機管理課、人事課、管財課、課税課、納税課、市民活動課、一中地区公民館、新治地区公民館、生活安全課、消費生活センター、市民課、環境保全課、環境衛生課、清掃センター、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、こども政策課、こども包括支援課、保育課、商工観光課、勤労青少年ホーム、都市計画課、都市整備課、建築指導課、道路管理課、住宅営繕課、下水道課、水道課、教育総務課、学務課、給食センター、図書館、文化振

		興課、博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課、指導課、消防本部
(11) 委託契約で現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書等が添付されていた。	委託契約に必要な書類の代わりに次のように工事に関する書類が添付されていたため、必要な書類を確認し、適正に処理されたい。 （１）管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書が工事の現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書となっていたもの （２）着手届が着工届となっていたもの （３）業務工程表が工事工程表となっていたもの （４）業務完了届が工事完成届となっていたもの （５）業務完了検査調書が工事完成検査調書となっていたもの	防災危機管理課、都市整備課、道路管理課、教育総務課
(12) 契約書に記載すべき事項が漏れているものがあった。	契約書には、土浦市契約規則第３０条各号に規定する契約の目的や契約金額等の事項を記載すべきところ、その一部が記載されていないものがあったことから、不足する事項がないよう適正に処理されたい。	総務課、人事課、消費生活センター、環境保全課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、こども政策課、こども包括支援課、保育課、商工観光課、農林水産課、建築指導課、住宅営繕課、学務課、図書館、スポーツ振興課
(13) 委託契約の契約書又は請書で記載内容の不備があった。	契約書又は請書に次のような不備があったため適正に処理されたい。 （１）概算払いするものが前金払いとなっていたもの （２）市長印の押印が漏れていたもの （３）契約書の約款の１部分のページが漏れていたもの （４）契約保証金及び前払金の有無に関する	市民活動課、生活安全課、消費生活センター、健康増進課、保育課、商工観光課、学務課、給食センター、議会事務局

	記載がなかったもの （５）契約保証金が発生するにもかかわらず、なしと記載されたもの （６）部分払いがないもの（単価契約）を部分払い有りとしていたもの （７）概算払いする旨及び精算に関する記載のないもの	
(14) 見積書を徴さないで委託契約しているものがあった。	土浦市契約規則第２７条の規定によれば、随意契約をするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴さなければならないとされており、仮に見積書を徴することができない場合等であれば、その旨を起案に記載するようにされたい。	国保年金課、消防本部
(15) 委託契約の請書の裏面（契約条項）がないものがあった。	委託契約は、土浦市契約規則第２９条第１項各号にいずれか該当するときは、契約書によらず、その他契約の締結を証する書面を徴することで足りるとされている。 今回提出のあった請書は、管財課のホームページにある委託契約の請書の様式を使ったものと推察されるが、当該様式の表面には、「裏面の条項の規定に従い」との記載があり、裏面に記載すべき内容があるにもかかわらず、その記載がないのは、契約の締結を証する書面として不適切であるため、提出のあった請書の内容を確認するようにされたい。	一中地区公民館、保育課
(16) 委託契約の起案に随意契約の理由又は適用条項の記載のないものがあった。	契約は、競争入札が原則であり、その例外として地方自治法施行令第１６７条の２第１項各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約ができるものであるから、当該各号に掲げる条件に該当するか否かの判断に随意契約の理由や適用条項の記載は必要なものであるため、適正に処理されたい。	政策企画課、一中地区公民館、六中地区公民館、市民課、教育総務課、議会事務局
(17) 委託契約で指定管理制度によらなければできない自主事業を認める契約を行って	霞ケ浦文化体育館及び水郷プールの委託業務について、通常の委託契約の業務の範囲は、「維持管理業務」、「受付業務」など委託された範囲に限定されるべきなのに、施設の管	スポーツ振興課

いる。	理運営を包括的に任される指定管理者が行う自主事業を想定した契約になっていることから、その契約内容を見直すとともに、自主事業に該当するものを行うのであれば、指定管理者制度の導入を検討されたい。	
(18) 指定管理者との協定書で別紙と記載していながら、別紙が添付されていなかった。	指定管理者との年度協定書に別紙と記載があるにもかかわらず、当該年度協定書に別紙が添付されておらず、協定の内容が明確でないものがあったため、適正に処理されたい。	商工観光課
(19) 債務負担行為を設定していないにもかかわらず、ふるさと納税に係る業務の契約を自動更新している。	ふるさと納税に係る業務の委託契約のうち１件については、契約の際、自動更新する旨を定めているが、契約年度の翌年以降の予算に定めがなければ、契約を継続するすることはできないため、債務負担行為を予算で定める等適切な方法により処理されたい。	納税課
(20) 健診等の業務を病院等に委託する契約を医師会等が取りまとめる場合の契約方法に誤りがある。	健診等の委託契約は、市と各病院等との間で契約をするものであるため、現在の契約のように医師会と市が契約すれば足りるものではなく、各病院等が契約の手続きを医師会に委任し、医師会を代理人として契約を締結すべきものであるため、適正に処理されたい。	国保年金課、健康増進課、こども包括支援課、学務課
(21) 総合的学習等の経費を業務委託又は補助金により執行しているが予算の執行方法に誤りがある。	総合的な学習推進研究委託事業等の各学校に委託している業務及び進路指導対策等に係る経費を学校長に補助金として交付にしている業務については、学校の運営に係る経費であり、本来は、必要な経費は市が直接執行すべきものであるにもかかわらず、業務委託又は補助金として予算を執行するのは誤りである。 委託業務については、市が行うべきものを第三者に委託して実施するものであるが、総合的な学習推進研究委託事業等は、第三者ではない学校に本来学校の業務として実施すべきものを委託し、実施するというのは不自	指導課

	然であり、学校は業務委託の相手方としては不適切である。 　また、補助金は、第三者が実施する事業について、公益上の理由があり、補助金として財政的援助を行うものであり、進路指導対策等に係る経費を補助金により支出しているものについては、学校の業務として行うべきものであり、第三者が実施するものではないので、補助金として執行するのは不適切である。 　したがって、現在学校に委託し、又は補助金を交付することにより実施しているもののうち学校が業務として行うべきものについては、当該事業に係る経費を市が直接執行すべきものと推察される。 　しかしながら、実際には、事業の種類も実施している学校も多いことから個別の経費の出納を全て教育委員会で行うことは困難であると推察されるため、予算の適正な執行を害さないように留意し、交付金として執行すること等も検討されたい。	
(22) 起案に添付された健康保険等の被保険者証の写しの記号・番号及びＱＲコードがマスキングされていないものがあった。	委託や工事の起案に雇用関係の確認等の目的で受注者から提出された健康保険等の被保険者証の写しが添付されていたものがあったが、医療保険の被保険者証に係る被保険者等の記号・番号及びＱＲコードについては、プライバシー保護の観点から健康保険法等の医療保険各法により健康保険事業又はこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止するとされている。 　したがって、被保険者証の写しの提出を受ける場合は、被保険者等の記号・番号及びＱＲコードをマスキングしたものを受領するようにされたい。	商工観光課、農林水産課、都市整備課、道路管理課、道路建設課、住宅営繕課、下水道課、水道課
(23) 工事で監督職員が選任されていないものがあった。	地方自治法第２３４条の２第１項によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をしたときは、契約の適正な履行を確保するため又	管財課、清掃センター、社会福祉課、下水道課、水道課

	はその受ける給付の完了の確認のために監督及び検査が必要であり、監督職員を選任し、土浦市請負工事及び委託業務監督要綱の規定により、監督を適正に執行されたい。	
(24) 工事の契約で工程表、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書又は着工届のいずれかの提出がないものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則の規定によれば、工事の契約には、工程表、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書及び着工届の提出が必要であるがその一部又は全部の提出がないものがあった。 当該規則に定めがあるということは、これらの書類が工事の管理に必要なものであるということなので、工事を適切に管理するためにも必要な書類を提出させるようにされたい。	防災危機管理課、生活安全課、清掃センター、社会福祉課、商工観光課、道路管理課、下水道課、水道課、教育総務課、スポーツ振興課
(25) 工事の起案に着手届が添付されているものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則第８条によれば、「請負人に工事着手の前日までに着工届を提出させなければならない」とされているが、工事の起案に着手届が添付されているものがあったため、適正に処理されたい。	清掃センター、都市整備課
(26) 変更契約により契約額が増額しても契約保証金を増額していないものがあった。	委託及び工事の契約を締結した場合は、契約規則第３３条第１項によると「市と契約を締結しようとする者に契約金額の１００分の１０に相当する額以上の額の契約保証金を納めさせなければならない」とされ、同規則第３４条第１項に該当するときは、免除することができるとされている。 担当課の説明によれば、委託及び工事が進みその必要額が確定したことによる増額であり、委託及び工事が履行されないおそれがなくなった時点での契約額の増額であるため、契約保証金の増額を求めていないということであった。 確かに契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないことにより市が損害を被った場合に当該損害の賠償に充てるべ	都市計画課、道路建設課、下水道課、管財課

	き金額を予納させる性格のものであり、担当課の説明は納得できるものの、契約規則等でこのような場合を想定しているわけではないため、どのような場合に契約保証金を増額する必要がないかを明確にし、必要な事務処理が漏れることのないよう適正に処理されたい。	
(27) 業務に必要な委託を見落としていたものがあった。	防災無線をアプリで聞けるようにするため導入したコスモキャストについては、情報の送信に必要な機器の購入と月額の使用料が必要であるとして、その契約手続を行っていたが、定時で放送しているものについては、アプリで送信する必要がある情報ではないのにそれを送信しないようにすることができないことが運用を開始する時点になってわかり、追加で防災無線の操作卓の改修が必要になった。 当初から操作卓の改修が必要なものであれば、導入するか否かの判断に影響があったことも想定されるため、予算の執行に当たっては、必要となる経費をきちんと見積り、当該判断を誤ることのないようにされたい。	防災危機管理課
(28) 補助金を概算払いする際、起案に概算払いが相当と判断した記録がなかった。	土浦市補助金等交付規則第１５条の規定によれば、補助金は、交付額が確定した後に交付することになっており、その例外として、各補助金の交付要項で市長が必要と認めたときは、概算払いすることができるものである。 この場合、補助金を受けようとする者は、概算払いが必要な理由を付して概算払いの請求をすることになっており、その理由が補助事業の円滑な遂行に必要なものと市長が判断をしたときに概算払いができるものであるため、その判断の記録を起案に残すようにされたい。	市民活動課
(29) 補助金の概算払いの決定を交付決定の起	補助金の概算払いの請求は、補助金の交付が決定されたことを受けて、その請求権が発	商工観光課

案と同時に行っていた。	生するものである。 補助金を概算払いするか否かが補助金の交付決定をするか否かの判断の材料となるものでないかぎり、同時に起案する理由がないと考えられるため、適正な処理をされたい。	
(30) 消防団に対する補助金の交付について	消防団の運営経費については、土浦市消防団運営事業補助金交付要項（平成１４年土浦市告示第７０号）により、補助金として運営経費を支弁している。 市の非常備消防として設置されている消防団に係る経費を本来第三者が行う事業に対して支出する方法として用いられる補助金として交付しているのは誤りであり、支出方法を改善する必要がある。 消防団の運営経費については、市が支弁すべきものであるため、市が必要な経費を直接執行するか、交付金交付要項を定め、当該交付金交付要項には、交付金として支出する経費の内容及びその額を明らかにし、概算払いしたときは、交付金の使途が適正であるか確認する等の手続きを行い、土浦市補助金等交付規則に則った事務を実施することにより予算の適正な執行を図るようにされたい。	消防本部

③　財産

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
(1) 公用車の給油伝票で給油の必要がない時点で決裁印が押印されていた。	公用車の給油伝票は、給油の必要があると認めたとき、押印し、運転者に交付すべきものであり、事前に押印したものを用意しておくべきではないため、適正に処理されたい。	広報広聴課、保育課
(2) 運転日誌で運行管理者の決裁印が漏れていた。	土浦市車両管理規程第１４条第２項によれば、運転者は、運行状況を運行管理者に報告しなければならないとされており、その記録が運転日誌であるので、運行管理者の決裁を受けるようにされたい。	管財課、都和公民館、高齢福祉課、下水道課、水道課、消防本部

④　行政一般

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
（1）旅行命令簿に記載漏れがあった。	旅行命令簿に記載漏れがあったことから適正に処理されたい。	新治地区公民館
（2）公印使用簿に記載漏れがあった。	公印使用簿に記載漏れがあったことから適正に処理されたい。	二中地区公民館
（3）簡易決裁簿の所属長の決裁印が漏れていた。	簡易決裁簿により決裁を受けようとしているにもかかわらず、決裁印が漏れているものがあったため、適正に処理されたい。	文化振興課
（4）専決者の誤りがあった。	行政財産使用許可事務処理基準によれば、行政財産である本庁舎にコミュニティビジョンを設置する目的外使用許可については、庁舎等の行政財産の新規許可であるため、総務部長が専決することになっているがその決裁を受けていなかったため、適正に処理されたい。	広報広聴課
	行政財産使用許可事務処理基準によれば、庁舎等以外の行政財産である保育所用地の目的外使用許可について、使用料を免除する場合は、市長の決裁を受けなければならないが、課長が専決していたものがあったため、適正に処理されたい。	保育課
	水路の占用許可については、土浦市事務決裁規程の別表に規定する産業経済部長の専決事項ではないが、専決されているものがあったため、適正に処理されたい。	農林水産課
	水路の占用許可については、土浦市事務決裁規程の別表に規定する下水道課長の専決事項ではないが、専決されているものがあったため、適正に処理されたい。	下水道課
	部長の旅行命令については、土浦市事務決裁規程で副市長の専決事項とされ、副市長の	道路管理課

	分担する事務については、土浦市副市長事務分担規則に定められているが、担当外の副市長が専決しているものがあったため、適正に処理されたい。	
（５）決裁を受けないまま、事務処理を行っていたものがあった。	行政財産の目的外使用許可の起案で係長以上のものの押印がないものや行政財産の目的外使用許可や普通財産の貸付の起案で決裁権者まで決裁を受けていないものがあったため、適正に処理されたい。	管財課
	国庫交付金等の調定伝票で決裁者の押印がないものがあったため、適正に処理されたい。	道路管理課
	担当課の業務で市長に同行して市長車で出張するに当たり、当該車両の運転業務を担っている職員が担当課の予算で出張した際の旅行命令については、当該職員が属する秘書課の課長の決裁を受けるべきところ、それを行っていないものがあったため、適正に処理されたい。	道路管理課
（６）公金外現金を現金のまま出納を行っていた。	公金外現金として交付を受けた補助金を銀行等に預入れすることなく、現金で保管し、当該公金外現金に係る事業の出納を行っているものがあったため、適正に処理されたい。	一中地区公民館

⑤　その他

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
（１）単価契約（委託業務）の支払いを支出負担行為票及び支出命令書で行った。	土浦市会計規則第４２条の規定によれば、単価契約した業務委託については、契約時に支出負担行為票として整理するのではなく、委託料の請求時に支出負担行為兼支出命令書により支出するとされているため、適時に適正な書面で処理するようにされたい。	総務課、選挙管理委員会、管財課、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、市民課、環境衛生課、つ

		くしの家、健康増進課、こども政策課、療育支援センター、保育課、勤労青少年ホーム、住宅営繕課、学務課、給食センター、生涯学習課、図書館、博物館、文化振興課、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、スポーツ振興課
（2）支出負担行為票の決裁を受けていなかった。	事務用ソフトウェアライセンス購入に係る権利使用料の支出負担行為票を起票したが決裁を受けないまま保管されているものがあったので適正に処理されたい。	行革デジタル推進課
（3）支出負担行為を起票していないものがあった。	会計規則第４２条第１項によれば、賃貸借契約は、契約の締結の際に起票することになっているが起票されていないものがあったため、適正に処理されたい。	三中地区公民館
（4）賃貸借契約書で契約者である市長の押印が漏れていた。	地方自治法第２３４条第５項によれば、契約書は、記名押印することで確定し、契約が成立するとされていることから、押印漏れのないよう十分注意されたい。	博物館
（5）補助執行の範囲を超えた業務を補助執行させていた。	亀城プラザについては、市長公室行革デジタル推進課が所管する施設であるが、土浦市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、亀城プラザの管理運営に関する事務を教育委員会生涯学習課が補助執行するとされている。 しかし、亀城プラザの管理運営に属さない無線基地局等の設置に係る行政財産の目的外使用許可を生涯学習課が行っていた。 財産管理をさせるには、地方自治法第１８０条の２の規定による委任が必要であると考えられ、補助執行させることは適切ではないことから、従前のとおり、市長公室行革デジタル推進課で行うこととされたい。	行革デジタル推進課、生涯学習課

（6）許可権限のない所属で行政財産の目的外使用許可を行っていた。	各学校の財産としての管理は、教育総務課の所管であるにもかかわらず、会計年度任用職員の学校敷地内の駐車に係る許可を当該許可に係る使用料の徴収を行っている学務課で行っているものがあったことから、教育総務課で許可に係る事務を行うこととされたい。	学務課
（7）公民館における補助執行を行う範囲を誤った事務処理等があった。	公民館の事務については、土浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、公民館の管理運営に関する事務を市民活動課及び地区コミュニティセンターの職員が補助執行することとされている。 しかし、公民館の管理運営に属さない自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可を市民活動課が行っていたり、公民館の職員のマイカー通勤職員施設内駐車場使用許可をしないまま、使用料を徴収していたりするなど、補助執行の対象となる事務の範囲がきちんと把握できてないように見受けられることから、補助執行する業務を改めて確認し、適正な処理をされたい。	市民活動課、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館
（8）権利使用料として予算化すべきものをシステム手数料としていた。	システムのライセンス料については、権利使用料とすべきところ、システム手数料となっていたことから、適正に処理されたい。	広報広聴課
（9）前年度に支払うべき報酬や還付の手続を失念していた。	前年度に支払うべき報酬や還付の手続を失念し、本年度支払っているものがあったので、会計年度独立の原則に従い、適正に処理されたい。	高齢福祉課、保育課
(10) 条例に定めのない事務取扱を行っていた。	公民館の利用については、使用許可を受けた後の利用日の変更を認める規定がないにもかかわらず、利用日の変更を行っていたため、条例の規定に従い、適正に処理されたい。	一中地区公民館
(11) 委託業務に係る業務完了届等を業務が完	委託業務の部分払いや完了払いの際に必要な一部履行届、業務完了届や請求書を年度	都和公民館

了する前に受け取っている。	当初など業務が完了する前に受託者から受け取っていることが確認されたので、適正な事務の執行を心掛けられたい。	
(12) 支出負担行為額の誤り	補助金の交付を決定した額と支出負担行為額が一致しないものがあった。 支出前に発見できたことから、実際に支出した額に誤りがあったわけではないものの、支出すべき額を十分に確認し、適正に処理されたい。	保育課
(13) 私費による立替払いを原因とする過年度支出があった。	令和２年度中の事務に係る郵便料の支払い手続きを担当課の職員が失念し、私費で立て替えたことにより、郵便料の執行を担当する総務課は、当該年度で支払うことができず、令和４年度に過年度支出として立替払いした職員に対し当該郵便料を支払った。 地方自治法第２３２条の５第２項によれば、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれをすることができる」とされており、立替払いは認められていないため、適正に処理されたい。	課税課、総務課
(14)公用車の車検が一時的に切れているものがあった。	道路運送車両法第５８条によれば、「自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な車検証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない」とされているが、公用車の車検が一時的に切れた状態になっていたものがあった。 公用車の車検の期限間際に気付き車検が切れた状態で運行することはなかったようであるが、適正に管理されたい。	道路管理課
(15) 会計年度任用職員の通勤届で決裁が漏れている等事務処理の不備があった。	会計年度任用職員に係る書類等で次のような事務処理の不備があったため、適正に処理されたい。 （１）通勤届の決裁が漏れているもの （２）勤務管理表の休暇取得時の承認印がな	二中地区公民館、都和公民館、療育支援センター、勤労青少年ホーム、文化振興課、指導課、農業委

	いもの （３）任用伺に添付する申立書及び誓約書が当該年度に提出されたものでないもの	員会、消防本部
(16) 貸与品台帳で事務処理に不備があった。	貸与品台帳で次のような事務処理の不備があったため、適正に処理されたい。 （１）異動に伴う記載がないもの （２）受領印及び所属長確認印の漏れているもの （３）貸与品の受領及び期間満了に係る事務処理がされていないもの	秘書課、政策企画課、財政課、総務課、人事課、市民活動課、市民課、清掃センター、社会福祉課、水道課
(17) 運転日誌の決裁者に誤りがある。	車両管理規程第４条第１項によれば、各課等に配属された公用車又は公用車の集中管理をする課等の長を運行管理者とし、同規程第１２条の運転日誌には運行管理者の決裁が必要であるにもかかわらず、市内旅行等で公用車を使用した職員が運転日誌に当該職員の所属する課等の長の決裁を受けているのは誤りであるため、適正な処理をされたい。	管財課
(18) 派遣労働者に公用車を運転させることについて	公用車の運転者は、車両管理規程第２条第１０号に運転免許取得後１年以上の運転経験を有する職員と規定しているにもかかわらず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第２条第２号の派遣労働者に公用車の運転を認めているのは不適切であるため、当該規程を改めるか、派遣労働者に公用車の運転を認めないかの対応が必要である。	管財課
(19) 物品管理者でないものが物品の管理者になっている。	物品会計規則第１０条によれば、各課等の長が同規則第４条に規定する物品の物品管理者とされているが、出先機関、事業機関、学校等の長が物品管理者として備品台帳等が管理されているため、適正な処理をされたい。	管財課

(20) 使用料を免除できるか疑問がある。	霞ケ浦総合公園で水郷桜イルミネーション推進委員会が主催し行われた水郷桜イルミネーション事業について、市は都市公園法第６条第１項の許可を行い、当該事業が公益性のあるものとして都市公園条例第１２条の規定により使用料を免除している。 当該事業には、イルミネーション点灯期間に主催団体がキッチンカーを招聘して飲み物等の販売を行う等収益性があるものも含まれており、当該使用料を免除することは適切とは言えず、主催団体の収益を考慮し、使用料の免除ではなく、減額を検討する必要がある。	都市整備課
(21) 規則の定めによらない事務処理を行っている。	勤労青少年ホーム条例施行規則第２条第２項によれば、土浦市勤労青少年ホーム条例第７条第２項の規定する利用者（中小企業に働く年齢１５歳以上３５歳以下の者以外の者）は、施設を利用する時は３日前までに申請書を提出しなければならないとされているが、施設を利用する日に申請しているものがあったため、適正に処理されたい。	勤労青少年ホーム

２　意見（小学校、中学校及び義務教育学校における管理事務）

確認した事実	措置すべき内容	該当部課等
（1）公金外現金の出金を支出伺書の決裁を受ける前に行っていた。	公金外現金については、土浦市会計規則等の適用があるものではないが、出金前に支出伺書の決裁を受け、適正に処理されたい。	土浦小学校
（2）郵便切手の実保有数と使用簿の記録が合っていなかった。	事前監査後の報告で使用簿の記載漏れが判明したところであるが、現金と同様に厳正に管理されたい。	荒川沖小学校
（3）貸与品台帳の受領印の漏れがあった。	貸与品台帳は、土浦市職員被服貸与規則に定められた貸与品の管理に必要な情報を記録するものであるため、適正に処理されたい。	土浦小学校

（4）理科薬品の受払簿に鉛筆で記載しているものがあった。	改変のできる鉛筆で記載したのでは、公文書として記録を残したことにならないから適正に処理されたい。	土浦小学校、大岩田小学校、新治学園義務教育学校
（5）理科薬品の受払簿に使用者の記載がないものがあった。	理科薬品の受払簿は、薬品の使用量を記録するものであり、使用者を記録しないと不正な使用等を把握することができず、管理に支障をきたすことになるため、適正に処理されたい。	新治学園義務教育学校

3　意見（保育所及び児童館における管理事務）

確認した事実	対応すべき内容	該当部課等
（1）委託契約で管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書及び着手届の提出がないものがあった。	土浦市請負工事及び委託業務執行規則によれば、委託契約には、管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書及び着手届の提出が必要であるがその提出がないものがあった。 当該規則に定めがあるということは、これらの書類が委託業務の管理に必要なものであるということなので、委託業務を適切に管理するためにも必要な書類を提出させることとされたい。	都和児童館
（2）委託契約で監督職員が選任されていないものがあった。	地方自治法第２３４条の２第１項によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をしたときは、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のために監督及び検査が必要であり、監督職員を選任し、土浦市請負工事及び委託業務監督要綱の規定により、監督を適正に執行されたい。	都和児童館
（3）単価契約(委託業務)の支払いを支出負担行為票及び支出命令書で行った。	土浦市会計規則第４２条の規定によれば、単価契約した業務委託については、契約時に支出負担行為票として整理するのではなく、委託料の請求時に支出負担行為兼支出命令書により支出するとされているため、適時に適正な書面で処理するようにされたい。	都和児童館

4　補足

監査を行った中で公文書に鉛筆で記載しているものや日付等の記載事項の漏れ、修正液による訂正等の処理が昨年に比べれば減ったもののまだ見受けられ、業務委託に必要な書面等の不足等についても意見を付す必要がない部署のほうが少ない状況であった。

監査の結果に付した意見は、指摘事項(監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるもの)ではないものの、事務処理等に誤りがあり、改善すべきものと判断し、記載したものであるため、改めて事務処理等について規定した法令等の内容を確認し、必要な対応をされたい。

また、上大津地区における小学校適正配置については、統合小学校の移転候補地の変更に伴い、既に支出した変更前の用地に係る土地評価、鑑定評価、測量等に係る費用が不要のものとなっており、その額も決して少なくないものであるため、不要な公金の支出とならないよう計画の段階から地元等の関係者と十分な協議を行い、事業を実施されたい。